

医療費助成

重度心身医療費助成事業
肝臓機能障害の方も4月から
助成対象となります

町では、北海道の補助を受けて重度心身障害者を対象に医療費助成事業を行っていますが、4月1日から給付対象者が拡大します。これにより肝臓機能障害が重症化し、治療による症状の改善が見込めず回復困難となっている方も、助成の対象となりました。

◆拡大内容

対象者	○肝臓機能障害の方 (身体障害者手帳1級から3級の所持者に限ります。) ※65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度に加入しなければ対象になりません。										
助成対象	○入院、通院と柔道整復 ○訪問看護										
自己負担額	3歳未満および3歳以上で町民税非課税世帯に属する方	○初診時一部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円 柔道整復 270円 ○訪問看護 訪問看護基本利用料 (月額上限8,000円) ○入院時の食事療養標準負担額と生活療養標準負担額									
	町民税課税世帯に属する3歳以上の方	○医療費の1割 ※後期高齢者医療制度で、すでに自己負担が1割の方は対象外 ・月額上限は、通院12,000円(個人ごと)、通院と入院44,400円(世帯ごと)。 ○訪問看護 訪問看護基本利用料 (月額上限12,000円) ○入院時の食事療養標準負担額と生活療養標準負担額									
所得要件	○対象者本人と対象者の生計を主として支えている人の所得が次の限度額未満であること										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の数</th> <th>所得限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>6,287,000円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>6,536,000円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>6,749,000円</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>1人増えるごとに213,000円ずつ加算</td> </tr> </tbody> </table>		扶養親族の数	所得限度額	0人	6,287,000円	1人	6,536,000円	2人	6,749,000円	3人以上
扶養親族の数	所得限度額										
0人	6,287,000円										
1人	6,536,000円										
2人	6,749,000円										
3人以上	1人増えるごとに213,000円ずつ加算										
※扶養親族の方の状況によって、金額が加算される場合があります。											

◆申請手続き

対象となる方は、次の書類を持参のうえ、申請してください。

- ① 身体障害者手帳
- ② 健康保険被保険者証

該当となる方に「重度心身障害者医療費受給者証」を交付します。医療機関等に受診の際、健康保険被保険者証と一緒に提示してください。

※対象者および対象者の生計を主として支えている人で、平成21年1月1日現在、幕別町外に在住していた方は、平成21年1月1日在任の市区町村で発行される所得証明書等、前年の所得の証明ができる書類が必要になります。

◆問い合わせ先 町民課国保医療係 (☎) 幕 54-6602

